

(案)

売 買 契 約 書

売払人 須賀川市（以下「甲」という。）と買受人 （以下「乙」という。）とは、次の条項により物件の売買契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

（売買物件）

第2条 売買物件は、次のとおりとする。

物件	型式	車両番号	初度登録年月	数量
コマツグレーダー3. 1 m級	GD405A-2	福島 00 る 2676	平成4年7月	1台

（売買代金）

第3条 売買代金は、金 円（うち消費税額及び地方消費税額 円）とする。

（売買代金の納入方法）

第4条 乙は、売買代金をこの契約締結日から30日以内に、甲の発行する納入通知書により、指定する機関に納入しなければならない。

（所有権の移転）

第5条 売買物件の所有権は、乙が第4条に定める売買代金の支払いを完了したときに、甲から乙に移転するものとする。

（売買物件の引渡し）

第6条 甲は、前条の定めにより売買物件の所有権が乙に移転したときに、乙に対し現状のまま引渡し、乙は自動車検査証記録事項等の写しを添えて売買物件の受領書を甲に提出するものとする。

（所有権移転の費用負担）

第7条 前条の所有権の移転に要する費用は、全て乙の負担とする。

（契約不適合）

第8条 乙は、本契約締結後、売買物件について品質又は数量その他に関して契約不適合を発見しても、売買代金の減免もしくは損害賠償の請求、又は契約の解除をすることができない。

（報告及び通報の義務）

第9条 乙は、暴力団等による不当介入を受けたときは、須賀川市の締結する契約等に係る暴力団等排除措置要綱（平成22年7月1日制定。以下「暴力団等排除措置要綱」という。）第7条第1項に規定する報告及び通報をしなければならない。

（契約の解除）

第10条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができる。

- （1）第4条に定める期間内に売買代金を納入しないとき。
- （2）本契約条項に違反したとき。
- （3）暴力団等排除措置要綱第3条及び第4条の規定による措置を受けたとき。

（返還金及び違約金等）

第11条 甲は、前条に定める解除権を行使したときは、乙が支払った売買代金を返還する。ただし、当該返還金には利息を付さないものとする。

2 甲は、解除権を行使したときは、乙が負担した契約の費用は返還しない。

3 甲は、解除権を行使したときは、乙が売買物件に支出した必要費その他一切の費用は返還しない。

4 甲が解除権を行使したときは、乙は売買代金の1割を違約金として支払わなければならない。

(公租公課の負担)

第12条 売買物件に係る公租公課の負担については、物件の引き渡しを行った日から乙の負担とする。

(原状回復義務)

第13条 乙は、甲が第10条の定めにより、解除権を行使したときは、甲の指定期日までに売買物件を原状に回復して返還しなければならない。ただし、甲が売買物件を原状に回復させることが適当でないと認めたときは、現状のまま返還することができる。

2 乙は、前項の定めるところにより、売買物件を甲に返還するときは、甲の指定する期日までに売買物件の所有権移転の承諾書を甲に提出しなければならない。

(損害賠償)

第14条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないために損害を受けたときは、その損害の賠償を請求できる。

(契約の費用)

第15条 本契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(疑義の決定)

第16条 本契約の各条項の解釈について疑義を生じたとき、又は本契約に定めのない事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

本契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し、両者記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲（売出人） 須賀川市

代表者 須賀川市長 大寺 正晃

乙（買受人） 住所

氏名

⑧